

令和3年宇治田原町重大事件等調査特別委員会

令和3年3月10日

午後1時開議

議事日程

日程第1 行政報告

- ・第1回宇治田原町重大事件等調査委員会の概要について
- ・第1回公判の概要について

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	1番	浅田晃弘	委員
副委員長	5番	山内実貴子	委員
	2番	原田周一	委員
	3番	宇佐美まり	委員
	4番	山本精	委員
	6番	上野雅央	委員
	7番	藤本英樹	委員
	8番	森山高広	委員
	9番	馬場哉	委員
	10番	榎木憲法	委員
	11番	今西利行	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
副町長	山下康之君
都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君

建設事業担当理事事務  
代理兼上下水道課長 垣 内 清 文 君

総 務 課 長 青 山 公 紀 君

企 画 財 政 課 長 村 山 和 弘 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 矢 野 里 志 君

庶 務 係 長 太 田 智 子 君

---

開 会 午後1時00分

○委員長（浅田晃弘） 皆さん、改めましてこんにちは。

本日は、午前中の本会議に引き続き、午後からもご苦労さまでございます。

本日の特別委員会は、談合、収賄事件に係る第1回宇治田原町重大事件等調査委員会の概要について及び第1回公判の概要について、町当局より説明を願いたいと思います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ここで町長からご挨拶を受けたいと思います。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 改めましてこんにちは。

本日は、一般質問に引き続きまして、重大事件等調査特別委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。また、浅田委員長様、また山内副委員長様のもとに、皆さんには大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

この度の不祥事につきましては、徹底した事件の原因究明と再発防止を図るため、町といたしましても、第三者委員会を立ち上げて当該事件の検証を開始いたしました。今回は、先月の2月19日に開催いたしました第1回の宇治田原町重大事件等調査委員会の概要について、また同月26日に開催されました当該事件の第1回公判の概要についてご報告をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ご苦労さんですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ただいま出席委員数は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから重大事件等調査特別委員会を開催いたします。

会議はお手元に配付しております会議日程及び資料等により進めさせていただきます。

これより議事に入ります。

日程第1、行政報告について、町当局より第1回宇治田原町重大事件等調査委員会の概要について説明を求めます。奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） それでは、私のほうからご説明を申し上げたいと存じます。

座って失礼をいたします。

まず、私のほうからは、1つ目の報告事項でございます。

第1回宇治田原町重大事件等調査委員会の概要についてということで、資料1としておりますのが当日の会議の開催概要、結果をまとめたものでございます。そして、参考資料として綴じさせていただいておりますのが、この第1回目の会議の当日、皆様方にご配付させていただきました資料でございます。両方ちょっと並べながらご覧いただければと思いますが、私のほうからは資料1、この概要、結果の報告に基づきまして、主なもののみ概要をご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、この第1回宇治田原町重大事件等調査委員会の概要ということで、開催は2月19日金曜日、15時から16時15分、宇治田原町役場の1階会議室101、102会議室で開催をさせていただきました。

当日の概要のほうでございますが、まず参考資料のほうの1枚お開けください。

宇治田原町重大事件等調査委員会の委員名簿とございます。この委員会につきましては、こちらの資料1にございますように、安保嘉博弁護士をはじめ、合計5名の方に委員としてご就任いただいております。それぞれ弁護士としてこういう重大事件等の委員等をこれまでご経験されておられる方ですとか、大学の教授におかれましては、それぞれの研究分野で行政、また内部統制等にお詳しい大学の先生、また公認会計士の方々等に委員として5名の方に就任をお願いを申し上げました。

なお、当日でございますけれども、この5名の委員のうち宇野委員につきましては、所用のためご欠席となりました。1回目につきましては、4名の委員の方々に会議を開催させていただいたところでございます。

開会につきましては、町長挨拶、委員のご紹介をさせていただきました後、この会議の委員長及び職務代理者の選任をしていただきまして、皆様ご協議の中、安保嘉博先生が委員長、そして大田直史先生が職務代理者ということで選任をいただいたところでございます。

そして、委員長ご挨拶をいただきました後、町長のほうから入札不正事件の調査についてということで、概要の2ページ、参考資料のほうで申し上げますと、資料4番になります。町長のほうから調査委員会の委員長に対して、貴調査委員会に対し下記のとおり調査を依頼し、結果の報告を求めますということで、今回、職員が逮捕されました官製談合防止法違反、また加重収賄の容疑で逮捕されたこの経緯に関しまして、実態把握と原因究明に関する事、そして事件の再発防止策の提言に関する事、この調査を依頼し、結果の報告をお願い申し上げたということで、まず調査依頼をさせていただいたところでございます。

そして、その後、協議事項に入ったわけですが、まずは事件の概要説明ということで、これは当日、私のほうから、この参考資料で申し上げますと、まず資料5から8までですね。まず、5-1と申しますのは、逮捕報道の内容ということで、12月8日に逮捕されました官製談合防止法違反の容疑に関する逮捕事実、それから資料5-2が、今度は12月19日に逮捕されました刑法、加重収賄容疑の逮捕案件に関する報告、それで資料6は、それぞれの関係する法令の抜粋でございます。そして、資料7が、今回の舞台となりました平成29年度の宇治田原町立保育所一時保育施設等建設工事に係ります入札に関する公表事項の一覧でございます。それで、資料8は、逮捕された新聞報道等ございまして、これを一括して私のほうから当日ご説明をさせていただいたところでございます。

そして、続きまして、本町の入札制度についてということで、これは村山企画財政課長のほうが当日ご説明申し上げたんですけれども、この参考資料の資料9をご覧ください。資料9につきましては、本町の入札制度の概要、また最終ページにはこれを図示しましたフロー図も載せておりますが、これを一定ご説明させていただいた後、質疑応答というようにさせていただいたところでございます。そのときのご発言内容につきましては、この本日の資料1の2ページ以降をご覧くださいいただければと思うんですけれども、私のほうから主なものだけ申し上げたいと存じます。

まず、2ページでございます。

こちらの(2)宇治田原町の入札制度についてということで、先ほど申し上げました資料9でご説明させていただきました後の質疑でございます。

主なものとしたしましては、この2ページの始めにございますように、設計金額と予定価格の金額は同額なのかというようなこと、また予定価格の設定者は誰かというようなことで、設計金額、すなわち対象工事に対する積算をした金額と、実際に入札する際の予定価格、要はその予定価格を上回ると入札できない、要はその予定価格以下でないと入札が成立しないという価格でございますが、この設計金額と予定価格というのは同額なのかということ。これはイコールということでご回答させていただいております。

これは参考のために申し上げますと、本町独自にイコールにしているというよりも、設計金額と予定価格というのは基本的にイコールにするべきだというようなもう国の通知が来ております。と申しますのは、例えば1,000万円の工事を事務的に積算をいたしました。例えば材料費ですとか間接経費も含めまして、1,000万円という設計が出来上がりました。それを基に入札にするわけですが、入札する際には予定価格、要

はそれを上回る入札は不成立、それ以下でない駄目ということで、基本的には1,000万円の設計金額であれば、予定価格も1,000万円とすると。

正直申し上げまして、本町に限らず、昔は役所のほうでは、いわゆる歩切りというような制度がございました。例えば1,000万円というような設計が出来上がったものを、例えば入札である程度落ちるであろうということを見越して、例えば9掛けにして900万円を予定価格にするというようなことが、過去の例としては本町に限らず全国で行われていたような事例がございますけれども、これは、基本的にしっかりと積算の下に積み上げられた設計金額というのは、すなわち、イコール入札に当たっての予定価格とするべきであるということの国の通達も来ておりますので、本町といたしましては、現在は設計金額と予定価格というのは全くイコールであるということをご申し上げたわけでございます。

あと、その予定価格の設定者は誰かということで、これは金額によりますが、町長、副町長、理事、課長、それぞれの金額に応じて設定するというような答弁をさせていただきました。

また、3ページのほうをご覧いただければと思うんですけれども、この中ほどに、横田委員からのご質問でございますけれども、今回の事案に関して、当時この逮捕者、容疑者は担当の理事だったのかということに対しまして、当時はその保育所の工事を所管する部署の部長、現在の理事でございますけれども、当時は保育所工事を担当する部署の部長であったということですか、この3ページの後段のほうでは、例えば不正防止のためのコンプライアンス教育や意識付けは、統制環境の面から職員に対してしているのかと。例えば年末年始のカレンダーも含め一切禁止している自治体もあるよというようなご意見、ご質問もいただきまして、本町といたしましては、疑念を招くような業界との付き合いは慎むということの通知は年数回、発出してございまして、また新規採用の職員研修の中にコンプライアンス遵守に関する教育なんかも行っておりますけれども、実際にカレンダーの受け取り禁止といったような明確なルールまでは定めておらないというようなこともご答弁申し上げたところでございます。

4ページをご覧ください。

これも上段のほうでございますけれども、独立性についてお問い合わせがあったんですけれども、入札参加業者など関連業者への退職職員の就職制限や、不正業者の指名停止期間を長期化する等の措置はあるかというようなことで、本町の制度といたしましては、再就職者からの依頼等があった場合の届出制度、公平委員会規則としておりますけ

れども、届出に関する制度はございますが、再就職を禁止するような規定はないと。ただ、記憶にある限りでは、そのような事例はこれまでには本町ではございませんでしたと。

また、業者の指名停止に関する基準でございますけれども、本町は要綱を定めておりまして、これは京都府に準じた要綱を定めていると。例えば町職員に対する贈賄があった場合は、最長36カ月間の指名停止になるというような回答もさせていただいたところでございます。

ざっと、今、主なような質疑のやり取りをご説明申し上げましたが、詳しくはこの概要をご覧くださいいただければと存じます。

この5ページの下段のほうをご覧くださいいたしたいんですけれども、今後の進め方ということで、当日はここまでのご議論といただきまして、それ以降、今後でございますけれども、安保委員長様のほうから、現在、刑事裁判が進行中であると。事案の解明のためには刑事裁判からの情報を収集しなければならないと。ただし、刑事裁判は処罰や犯罪に関連する事実に限定されるから、全容解明には被告人本人や業者、仲介者にも話を聞くことが必要であろうと。また、入札制度では組織に原因が潜んでいないか、そういった制度面、組織面からの調査も必要であるというご意見を頂戴いたしまして、6ページをご覧くださいいたしたいんですけれども、これを受けまして、最終的にこれを踏まえ、犯罪行為に関わった者への事情聴取は弁護士であるお2人が担当していただきまして、入札制度や組織の問題点の調査については、大田、宇野、横田3名の委員に担当してもらおうというようにおまとめいただいたところでございます。

したがって、各委員はそれぞれの問題意識に基づいて独自調査を実施していただきまして、第2回目の委員会で調査結果をまず一定、書面報告をしてもらいたいと。それに伴って、必要な資料がある場合は、事務局に直接資料要求をしてくださいということで、第1回目はおまとめいただいたところでございます。

次回の会議開催日でございますけれども、まだ先生方等の日程もまだできておりませんけれども、3月下旬から4月中旬で改めて日程調整をさせていただくということで、第1回目の会議を終了させていただいたところでございます。

私のほうからは、まず1回目の会議につきましては以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

何かございましたら、お願いいたします。今西委員。

○委員（今西利行） 質問というか。2月26日に行われた公判でも明らかになったよう

に、今回の事件前にも4回不正を働いたとかありますけれども……

(「それはまた次」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) それはまだ公判のところで話してもろた後だから、今はまだそれ載っていませんよね。今の報告の中にはそれは入っていませんよね。

○委員(今西利行) じゃ、何を聞いたらいいんですか。

○委員長(浅田晃弘) 今、報告を受けた部分について何かございましたら、質疑をよろしくをお願いします。

○委員(今西利行) 後にします。

○委員長(浅田晃弘) では、ほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) なしの声がありました。

ないようでございますので、次に、第1回公判の概要について説明を求めます。奥谷総務担当理事。

○総務担当理事(奥谷 明) それでは、私のほうから続きまして、去る2月26日に行われました本件事案に関する第1回目となる公判の概要につきまして、資料2をご覧いただきたいと存じます。こちらに基づきまして、私のほうからご説明をさせていただきます。

今、申し上げましたように、第1回公判でございますけれども、2月26日金曜日、11時から12時、京都地方裁判所の第205号法廷で行われたというものでございます。

まず、内容の概要を申し上げますと、まず起訴内容の朗読がされまして、今回の事案でございます、通称この官製談合防止法の第8条の違反、被告人は、平成29年度宇治田原町立保育所一時保育施設等建設工事の一般競争入札に関し、Aを介して甲に対し、秘密事項である設計金額を教示して甲に落札させ、入札等の公正を害すべき行為を行ったということと、2点目といたしまして、刑法第197条の3第2項、加重収賄の罪といたしまして、被告人は、先ほど申し上げましたこの上記①の不正行為に対する謝礼であることを知りながら、甲から現金20万円の賄賂を收受したというのが起訴内容でございます。

そして、これに対しまして、罪状認否でございますけれども、被告人、光嶋被告人でございますけれども、起訴内容を認め、公訴事実を争わない旨を明らかにしたものでございます。



その後、検察官による冒頭陳述が行われまして、以下でございます。ちょっと朗読をさせていただきたいと存じます。

まず、本件前から町の公共工事の入札では、一部建築業者の間で談合がなされており、被告人は本件前にも4回にわたりAに設計金額を教示して、AまたはAから設計金額を聞いた甲に落札させ、その後、Aは被告人方の修繕費用を値引きしたり、甲から受領した現金を被告人に供与したりしていたと。

また、平成29年2月頃、Aは被告人に対し、本件工事の設計金額の教示を依頼するとともに、これに対する謝礼を提案し、被告人もこれを了承した。しかし、Aは他の工事を受注していたことなどから、甲に対し、本件工事の落札や贈賄を提案し、甲もこれを了承した。

同年4月17日です。被告人は、自宅でAに電話をかけて設計金額を教示し、Aは、翌18日に電話で甲に設計金額を教示した。

次、甲は当初、設計金額の9割弱の3,000万円での入札を考えたが、談合不参加業者、1者でございますけれども、が入札する可能性があったため、入札額を2,950万円とすることとし、Aと談合参加業者、これも1者でございますけれども、に伝えたと。そして、同年5月19日に執行された入札では、甲が2,950万円为本件工事を落札したというものでございます。

裏面、2ページをご覧ください。

甲は同年9月頃、本件工事の粗利が約200万円であったことから、その1割を被告人に供与しようと考え、Aもこれを了承した。

同年10月3日に実施された一時保育施設の完了検査の際、甲は封筒に入れた現金20万円を手渡し、被告人はこれを受領した。

被告人は受領した現金20万円のうち、6万円をローンの返済に、残りの14万円を競馬の賭け金に使用したという事実が検察官による冒頭陳述として発言されました。

次、次回公判でございますけれども、令和3年4月下旬とされておりまして、次回の公判では弁護側の証拠調べと書いてございますが、具体的には、弁護側から呼ばれた証人尋問を予定されておるということでございます。その立証趣旨といたしましては、被告人のこれまでの生活状況等を証人が述べられるということでお聞きしております。

第1回の公判の私どもが入手した情報というのは以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

何かございましたら、お願いいたします。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今の報告の中で、冒頭陳述の中で、4件の過去にもいわゆる入札価格等々の漏洩があったというふうに冒頭陳述で断定をされていますが、この点については、もちろん重大事件調査委員会でお調べになると並行して、町側もそれなりの調査をされるおつもりはどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） この第1回公判の中で我々も具体的に4回と聞いたのは初めてでございます、第三者委員会とも調整を図る中で、町といたしましても、入札を執行してきた立場というところもございますし、今後の入札ということもございまして、独自に調査を始めたところでございます。

また、この調査については、第三者委員会とも調整を図りながら、しかるべきことを考えていきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今の政策監の報告で分かりましたけれども、冒頭陳述の中で、この中では登場人物がAと甲と、それから参加をされない業者1者があるという、3方の登場人物があるようには書かれているかと思うんですけれども、それがいわゆる検察のほうから言う一部の建築業者の中での談合というふうに断定はされているのだというふうに私は理解しています。その点については、きちりその4件について情報を調べていただいて議会に報告いただくのと、その4件の中には、冒頭陳述の中にはないんですけれども、最終ページについている朝日新聞の記事の中で、いわゆる家の修繕費の値引きを受けていたと。要するに、いわゆるお金というか、間接的な金品を受領していたということになりますので、この点については、当然ながら一時保育所の談合と、それから賄賂以外にも4件そのお金をもらっていたかどうかも含めてきちり調査をしていただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 今の修繕費のことについても、きちりと調べていきたいというふうに思っております。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 結局、その報告というか調査の後には、最終、その参加された事業者等々も含めていわゆるペナルティーの対象になるかということで、その点はいかがなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） もちろん、この内容に、4件を特定した上で、どのように関わったか、どのようになされたかということ踏まえて判断していくことになるかと考えております。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 調査委員会のほうでしっかり委員長を中心に調べていただきたいのと、業者側のほうもしっかり調べていただいて、この調査特別委員会に報告をしていただきたいというふうに思います。

その他の部分でお話をさせてもらいますので、後、またお話をします。取りあえず、今は以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西利行） 今、馬場委員が質問されたので、この資料4のところ、私もこの会議を傍聴させていただいたんですけれども、調査を対象とする重大事件については、そこに書かれてたように12月8日、それから12月19日と書いていますけれども、今のご答弁で分かったんですけれども、新しく4件のことが発覚したということで、それは今もご答弁あったと思うんですけれども、その辺りは関連してやはり調べていかないと全容の解明にはならないと思いますので、そこは改めてご質問なんですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 第三者委員会の委員長のほうからも、4件についてまず特定したいというお話も聞いてございますので、当然、調査対象としてされるものというふうに認識しております。

○委員長（浅田晃弘） 町長。

○町長（西谷信夫） 委員長さんのほうから、第1回するときにもおっしゃっていましたが、刑事裁判の処罰や犯罪に関連する事実には裁判は限定されると。そういった中で、全容解明についてはやっぱり被告人、また業者、仲介者についても事情を聴くということで、安保先生からもお話しいただいておりますので、しっかりとその辺はやってまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西利行） 私、昨日、一般質問でいろいろ聞かせていただいたんですけれども、その中の答弁の中で、入札制度だけでなく組織体制についても検討されるというふうにありましたけれども、精華町の事例も、私、読ませていただいたんですけれども、一応、

それとは違って、光嶋氏は本町において建設関係の部署で新庁舎の整備事業など多くの公共施設……

○委員長（浅田晃弘） すみません、マイク、押してもらえますか。

○委員（今西利行） 多くの公共事業に携わってきたほか、この前もありましたけれども、教育とか福祉など幅広い分野で要職を努めてまいりました。さらに、前回の特別委員会でも課題として上がったと思うんですけれども、特命担当という役職も与えられ、用地買収などに関わってきました。しかも、前回の特別委員会では、特命担当でもないときにも同様のことを命じられてやっておりました。したがって、この組織体制の中には特命担当の件も含まれるということよろしいでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） ちょっと、暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 2 8 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

○委員長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き会議を再開します。

副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、今、おっしゃった事案も踏まえまして、今回の第三者委員会の中でいろんな角度から外部委員会として依頼をしておりますので、そういった部分についても、今までこういう仕事の担当をしながらこういう特命もしたということも、第三者委員会の中でうちのほうから報告も、また状況の内容についても申し上げておりますので、そういったことも踏まえて、第三者委員会のほうで各自いろんな角度からご検討もいただけるのかなというように思っております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） そうしたら、また後で続きをやります。ほかの人あれば。

（発言する者あり）

○委員（今西利行） では、3点目いきます。よろしいでしょうか。

不正事例を職員が告発しようとした場合、職員が弁護士などに不正を通報できる窓口の設置とか、また通報した職員が不利益を被らないような制度というようなことはあるんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） これは第三者委員会の中で当然どうやっていくんだということ、そういう部分についても話し合われるものだというふうに認識しておりますし、

そういうものについても提言等が入る可能性はあるというふうに認識しております。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） ということは、今、設置はないということですね。

○委員長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 3 1 分

再 開 午後 1 時 3 2 分

○委員長（浅田晃弘） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

青山課長。

○総務課長（青山公紀） ただいまの件でございますけれども、内部通報制度ということがございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） ということは、そういう制度があるということは、職員が通報した場合にちゃんと守られるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ただいまの件でございますけれども、今、青山課長が申し上げましたように、法律的にそういう内部通報制度が確立されておるところでございます。ただ、今後、こういう第三者委員会の協議等も含めまして、町としての改善策を多分ご指摘もいただくことになろうかと思えます。そういう中で、こういう内部通報制度も法律的にあるものの、それを実際にどう運用していくのか、細かいまたそういう中身も町独自としてしっかり定めていく必要があるのかなと今現在思っておるところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） よろしく願いいたします。

4点目ですが、第三者委員会でも質問がありましたけれども、コンプライアンスに関わる町の規定の作成状況、あるいは職員の徹底、そのときに一定報告があったと思うんですけども、その辺り、もう少しお聞かせください。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 正直申し上げまして、コンプライアンス遵守という面では、先ほど第1回目の会議の中でもご質問があり、私どもも申し上げましたように、その時期、時期に応じまして庁内通達ですとか、職員研修の中でやっておるところでございます。こういうところにつきましても、第三者委員会の中で、もっとこういうふうに、こ

ういうところは厳格に運用するべきだとか、いろいろなこういう取り組みもするべきだ  
というようなご提言もいただけるのかなと。例えば精華町さんの例を見ていますと、そ  
ういうことも踏まえまして、今、ご指摘のありましたようなことにつきましても、今後  
こういうことを二度と起こさないためにはどのような方策を町としてしていくのが  
いいのか、そういうところも明らかにしていただいて、それを受けて、町としては今後、  
こういうようにしていきますということまでまとめていくことが当面の一連の流れにな  
ってこようかと思えます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） それでは、次に、職員に対する聞き取りですね。これについてはど  
うですか。

○委員長（浅田晃弘） 職員というのは。

○委員（今西利行） 町職員です。町職員に対する聞き取り調査等々については実施され  
ておりますか。

○委員長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 3 5 分

再 開 午後 1 時 3 5 分

○委員長（浅田晃弘） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

今西委員。

○委員（今西利行） 全職員に対する聞き取り調査、これは大事だと思うんですけども、  
実施されるおつもりはありますか。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） それにつきましては、今現時点でするともしないとも申し  
上げる段階に今ないのかなと。今、申しあげましたように、第三者委員会での原因究明、  
また町独自でも、先ほど星野政策監が申しあげましたように、業者等々の聞き取り調査、  
そういうこともまずは進めていきたいと考えてございます。そういった中で、例えば、  
全員かは別としまして、他の職員のそういう何か聞き取りが必要というようなことにな  
れば、そういうことも必要かもしれませんが、今時点では、する、しないをはっきり申  
し上げられる段階にはないと。まずは原因究明に第三者委員会、そして町独自としても  
しっかり原因究明、事実確認に努めていくということを申しあげたいと存じます。以上  
です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行）　じゃ、事実の経過によっては調べていくということで、よろしくお願ひします。

それから、光嶋氏についてなんですけれども、確かに入札関係だけでなく、先ほども述べましたように、多くの公共事業に関わってきただけでなく、民間の関係でありますけれども、この前も言ったと思うんですけれども、南の山手線の開発事業とか、新名神関係の土地の買収に……

○委員長（浅田晃弘）　今西委員、今、この件とはちょっとどういう関わりで。

休憩いたします。

休　　憩　　午後１時３７分

再　　開　　午後１時３８分

○委員長（浅田晃弘）　休憩前に引き続きまして会議を再開します。

今西委員、どうぞ。

○委員（今西利行）　繰り返しになりますけれども、光嶋氏はいろいろな多くの公共事業は関わってきたんですけれども、それ以外にも、私はいろんなところで耳にするんですけれども、先ほど言いました南、山手線沿線の開発のことに関しても、直接光嶋氏は関わっておりました。それ以外にも、新名神絡みの土地の買収等々にも関わってきたというふう聞いております。これ、直接関係はないかもしれないんですけれども、町の重要な職員でありながら、そういう民間の関係に関わってきたことについては、これはいかなものかなと思うんですよ。その辺りも含めたやはり説明をしていかないと、先ほどの特命担当のと一緒ですけれども。

○委員長（浅田晃弘）　副町長。

○副町長（山下康之）　ただいまのご質問でございますけれども、非常にいろんな角度からおっしゃいますけれども、我々は公務として対応をしてきたと。ただ、民間の方と言えども、やはり開発の関係とか、いろんな問題について事前にいろいろと教えていただきたいということで、町へも毎日のようにお見えのこともございますし、そういう中でのやはり町のまちづくりの基本条例なり、またいろんな法的な根拠、そういったことも、いろんな民間の皆さんと言えども、やはり法律に基づいたことについては町としてもお教えしていかな、また尋ねてこられたら、当然のことながらお答えもしていかなんの、いろいろとそういうような事業者と職員がいろんな形で協議をするということは多分でございますので、私は公務として対応してもろたと、このように理解しております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） いや、私は、繰り返しになりますけれども、例えば南の開発、ご存じですよ。あそこの件について言えば、あそこで何か、そのときに光嶋氏が直接東京のほうからコンサルを呼んできて、いろいろ教示したというふうに聞いております。そういうようなことについては、ちょっと行き過ぎな面があるんじゃないかというふうに考えております。

だから、そんなことも含めて、やはり公共事業についても入札関係については調べるんですけれども、やはりその辺りも……。

（「何の質問だろう」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） 本人の背景的なところでまた第三者委員会にも報告いただいて、そういうことも踏まえながら解明していただければええかなとは思うんで、委員長のほうからそれでちょっと申し入れておきます。

ほかございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと先ほどからのこの答弁をいろいろ聞いていて、町の立ち位置、第三者委員会と町の関係、はたまた議会のこの特別委員会と町の関係、また特別委員会と第三者委員会の関係、この辺りは町のほうはどういうふうに整理をされていますか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） まず、第三者委員会と町の関係でございますけれども、第三者委員会のほうにつきましては、町のほうから本件、重大事案、加重収賄と官製談合の件について原因究明、再発防止ということで調査をお願いした独立機関というふうに認識しております。

一方、町の立ち位置としては、町独自として、もちろん調査委員会の調整を図りながらということにはなりますけれども、入札の関係で過去に出た状況のものもございまして、それを町は町として、もちろん第三者委員会の調査の邪魔をしてはいけませんので、そういうところと調整を図りながら進めていくと、調査をするということはやっていかないかんことだと思っております。

一方で、本委員会につきましては、町として議会の皆様方にこの重大事件についてどのような進捗状況で今調査をやってられるのか、それから第三者委員会で行ってる内容をご説明をして、今後、こういう形でやったほうがいいんじゃないかとか、こうすべきじゃないかとか、これはちょっと手ぬるいんじゃないかということについてご指摘をい



ただき、それを町行政の推進と、それから第三者委員会のほうにも持ち帰りながらお話を進めていくと、そういう立場として認識しているところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。マイクをお願いします。

○委員（谷口 整） ちょっと私の質問、全て答えてもらっていないんですけども、町と議会の委員会との関係はどうなんやというのを先ほどお聞きしたんですが。といいますのは、私言いたいのは、先ほど公判の概要で説明があって、それで検察の冒頭陳述で馬場委員の質問ですね、本件の前から4回設計金額を教示したりとか、それで自分のところの家の修繕費を値引き、また甲から受領した現金を被告人に供与したというくだりがあるんですけども、これについての質問で、町として調査したんかということに対して、第三者委員会に報告をするような答弁やったんですね。これ、第三者委員会と町、それはそれでよろしい。ただ、議会は議会でもた別に、第三者委員会の報告を求める委員会ではないんで、私どもの町の議会の委員会は。だから、これ公判からもう既に10日ほど経っているんですよね。だから、町としてこの辺のその4回は一体何をやって、はたまた、それに対して現金を収受しとったんかという辺り、町独自で調査をするべきやと思うんですよ。第三者委員会に調査してもらおうと、それはそれで大事かもしれんけれども、その辺がどうなんやということで、町と議会の委員会の関係はどうなんやというのをお聞きしたんですけども。何も第三者委員会の報告を一々受けるだけの委員会やったら、別に特別委員会を立ち上げてする必要はないんで、10日間経っているけれども調査はまだできていないとかいうことなら分かるけれども、どうもちょっとその辺も町のスタンスがおかしいから、どうなんですかというのを質問させてもらたんです。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 先ほども申し上げたところなんですけれども、町としても独自に入札の関係から調査する必要があるんで、町としても既に調査を始めたところだと申し上げたというふうに認識をしております。この調査結果等は、さらに4件を確定していく段階で、まだ途上なんで、今後また確定していくと。そういう中で第三者委員会とも調整を図りながら、要は整合性でございまして、向こうの調査とこちらの調査とありますので、そういう調査を図りながら決めていくというふうに、言葉足らずだったかもしれないけれども申し上げたつもりでございまして。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そうしたら、現時点では、その4件はまだ特定はできていないとい

うことですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 正直申し上げまして、概ね特定できています。

○委員（谷口 整） だから、そこで、先ほど町の第三者委員会と議会の調査委員会との関係はどうなんやと。第三者委員会で先、報告せえへんと、こちらでは答えられへんと言われるんやったら、それはそれでどうなんやということも聞けるけれども。だから、そこが何か腑に落ちひんから、私、質問さしてもろとるんですよ。

それで、まだある程度で確定していないから言えへんいうんやったら、それはそれでいいですよ。ただ、もう4件分かっているんやったら、ここで答えてもらってもね、第三者委員会のほうに後になってもまずいという問題じゃないと思うんやけれども、そこらはどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 先ほども申し上げましたように、概ね確定できているということでございます。ただ、確証に至っていないので、それを現時点で述べられないということでございます。第三者委員会としても調査に入られるので、その辺りと話もしっかり整合性を取らないと確定できないという意味で申し上げたことでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 第三者委員会のほうでその道のプロの弁護士もいはるんで、そこはそれと相談してというのは分からんことないですけども、もし今後、仮にですよ、そういう何か先に第三者委員会開くまでに一定確定がしてあれば、当然、この場で報告はしてもらわなんということは当たり前のことやと思うんですよ。

それと、次に、そしたら、その20万以外に現金を収受していたかどうか、その辺はどうなんですか。その辺の調査の聞き取りというか、調査の声は。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 被告人方の修繕については、事実はあったというふうに認識してございます。今、町に関わっているであろうこの4件については、金銭の授受は今のところ見当たりません。ただ、全面的にそうなのかということについては、現在調査中でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 冒頭陳述にそういう表現されているんで、恐らく検察もある程度、噂の話でこんなの書かんやろうし、そこらは、今後また第三者委員会の弁護士の先生が

直接本人に聞き取りをするということも言われているようなので、その辺りもしっかりと調査してもらって、分かれば、またそこはきちっと報告をしてほしいと思います。

もう一つ、これも前から私、言うてるんですけども、入札の制度を見直す。これは第三者委員会のほうの再発防止策とも関わり出てくるかもしれませんが、別に第三者委員会に言うてもらわなくても、町のほうが独自で制度を改めていきやええ問題なんです。何か、何でもかんでも第三者委員会に、第三者委員会にというふうに、そちらに丸投げしているようなふう聞こえてなるんですけども、町として独自でできる部分は、これはやっぱり先行してやっていけばいいと思うんですよ。そこらはどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 確かに町で先行できる部分というのはあるかと思います。

ただ、1つ、例えば予定価格の事前公表という形につきましてなんですけれども、必ずしも第三者委員会の皆さんがその事前公表ということ、今まで話している中では、そうすべきという意見と、そうでないという意見があるということも今までの中で分かっているところがございます。例えば、町として今、予定価格の公表なんかについてはかなり多くの自治体やっていますんで、それだけ先行してやってしまいたいという思いもあるのはあるんですが、ただ、そこがやっぱりしっかりとした議論をしていただいて、そういう方向性が出ればいいんですけども、また逆のほうで、やっぱり公表すべきでないというような形になると、これは一旦制度として変えたものをまた変えるということ、ちょっと今のコロナ禍でそんなに長い間第三者委員会も話すというふうには思っていないので、そういう不整合が生じることが一番懸念されるところがございます。そういうこともあって、いの一番に手をつけたいところがそこなんですけれども、そこにちょっと今、躊躇しているというところがあるのは事実でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） それなりの経費をかけた第三者委員会があるんで、その辺りは町のほうもやっぱり一定配慮していかならん面もあると思うので、先ほども言いましたように、町としてやれるところは、もう第三者委員会の結論を待つまでもなくやってほしいと思います。

それと、ちょっと質問ではないんですけども、先ほどの今西委員のやり取りの中で南の開発云々ということが出ていましたけれども、あれは町の理事として仕事でやってきたことなんですよ、あれ、南の農振を外すという、町が。それをあたかも不正を働

いているようなそういう質問については、本人さんの名誉のためにも、町のほうは業務でやっていることやということをきちっと答弁をしたってもらわへんと、味噌もくそも一緒くたみたいだね、何でもかんでも彼がやっていたことを悪いというようなそういう質問、そこらはちょっと私も彼の名誉、彼の名誉のためにという言葉は別として、ちょっとそこらはきちっと使い分けて答弁をしてもらわへんと、かえって混乱を起こすのかなということは私の意見として申し上げておきます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 谷口委員が言われたのはもっともだと思うんですけども、私は、私もこういうことに慣れていないもので、初めてなもので……

（発言する者あり）

○委員（今西利行） そうですか。ごめんなさい。会議の進め方もまだまだ慣れていないもので申し訳ない面もありますが、私はそういう今おっしゃっていただいたことはよく分かるんです。ただ、このようなことも問題なかったか検証するということで、ちゃんとじゃ答えていただけたらそれは分かりますし、これは不正じゃなかったというようなことを、いろいろなところで聞くもので、そのことはやはり検証、やっぱりこのことは全容解明していかなあかんと。今も議長がおっしゃったように、第三者委員会でやることと、議会でやることと、町でやること、それ3つあります。そこは私も十分まだまだ分かっていない面があるんですけども、間違っているというなら、間違っていると言っていたらいいですし、そこは議論して深めていって全容解明していくというふうにやっていきたいと思っていますので、いろいろ情報を得たことについては、私はこの場で皆さんと論議していきたいというふうに考えています。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかございせんか。原田委員。

○委員（原田周一） ちょっと1点だけお聞きしておきたいと思うんですが、この先ほどの説明で、冒頭陳述の中で、Aとか甲とかというような描写が出ています。先ほどからのやり取りを聞いていますと、今後ずっと調査が進んでいきますと、もっとほかにも、これ4件とかいう話もあるんで、いろいろ出てくる可能性はあるとは思いますが、今現在、こうして出てきたときのその業者の入札についてはどういう対応をされていくのか。今後、新たな業者がそういう町の調査で出てきたときに、やっぱり入札は日々いろいろ進んでいきますので、そのときにどのような対応をされるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） まず、基本的な町のスタンスなんですけれども、第三者委員会で一定の結論が出るまで、極力、入札についてはしないようにすると。そういう中で、生活に関わることとか、コロナ関連の緊急経済対策等でどうしてもやらないかんもの等々については、指名競争入札を基本において入札を行っていくということで考えているところでございます。そういう中で、我々が調査すると、また業者数が増えたりいろんなことがあるとは思いますが、その場合は、そういうところを排除しながら最低限度入札を図っていくというような形で進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 確かに、今後、第三者委員会の調査にしろ、町の調査にしろ、業者さんにグレーのままそういうことで疑いかけるといことはできないと思うんです。だから、やっぱり事実がはっきりした時点で、これは黒やというような一つの基準みたいなものがあるって、そこで黒やということになれば、やっぱりペナルティーとして指名の停止とか、入札、いろいろ参加資格ですね、そういったことはやっていかないといけないとは思いますが、今後はやっぱり新たな事実が出てきたら、やはりこういう住民さんの関心も高いんで、即、やっぱり対応できるような体制だけは町としてもお願いしておきたいと。また、そのことに対しては、今後この委員会でも報告をお願いしておきたいというふうをお願いして、この質問を終わります。

○委員長（浅田晃弘） ほかがございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） すみません。何回も。ちょっと関連してというか、この前の第三者委員会、1回目の傍聴は、たしか一般の方は1人だったと思うんですよ。かなり傍聴席が少なかったんで、もっと広い場所の設定ということは考えられていますか。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 私どもといたしましても、オープンにしている会議につきましては、できるだけご希望される方は広く入っていただくということで、1回目は役場の庁舎の会議室で、それで、あのスペースの中で一番たくさん入っていただける形を取らせていただこうと、いっぱい、密を避ける形で可能な限り入っていただこうと。正直申し上げまして、私ども、1回目でございますので、どれぐらいの希望される方がおられるのかちょっと見当もつかなかったんですけれども、1回目を見る限り、議員の

皆様方もたくさんいただきましたけれども、入れないと、抽選になったという結果はございませんでしたので、今度も様子を見ながらにはなろうかと思いますが、あれぐらの皆様の傍聴者のご予定であれば、引き続いてできるのかなど。今後の状況に応じてということは付け加えさせていただきたいと思うんですけれども、第1回目を見る限りでは、抽選にまでには至らなかったというのが事実でございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 私も傍聴に行かせていただいたんですけれども、あれ、抽選になるのかなというような危惧しましたので、議員が行ったときは傍聴できるとか、そういう配慮もしていただけるとありがたいんですけれども。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 今後も、一般の傍聴者の方、また議員の方々の傍聴、可能な範囲で適宜、便宜を図らせていただければと考えておるところでございます。

○委員長（浅田晃弘） よろしいですか。

ほかございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、日程第1を終了いたします。

次に、日程第2、その他について何かございましたら、よろしく申し上げます。馬場委員。

○委員（馬場 哉） では、その他の部分ですけれども、今後のこの会議等、重大事件等調査委員会の会議のスケジュール的なこと、先ほど理事のほうからお話ありましたが、私のほうからもう一度確認の意味も含めて報告をお願いしたいのは、重大事件等調査委員会のほうは、理事もおっしゃったように、3月下旬から4月中旬に行われるということで、ここに資料ありますけれども、次回の公判のほうは4月の下旬という、いずれ結審されるというタイミングになるかとは思うんですけれども、そのタイミングも含めて、この調査委員会に報告をいただくいわゆるタイミング的なところなんですね。重大事件等調査委員会のほうが、犯罪のほうと、それから今後の入札及び組織の問題点のほうの調査と、こう2つに分かれはるようなイメージがあるので、どちらかというとならば犯罪行為に関わったほうへの事情聴取とまた報告については、少し早い段階でこの重大事件の委員会にも議会の委員会にも報告いただけるのかなど。それとも、最後の結審を待って、いわゆる第三者委員会の調査が全て終わって報告いただけるのか。その報告のタイミングにおいては、私、以前申し上げましたけれども、重大事件等調査委員会の委員長さん

をこの議会のほうの委員会に招致をさせていただいて、お話を聞きたいと思っておりますので、それは委員長含めて当局と調整してさせていただいて、私の提案としてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。じゃ、まずスケジュール的なところだけを少し報告を。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの、今日、奥谷理事のほうから説明させていただいたように、日程的には第三者委員会については3月下旬か4月の初旬に行いたいと。それと、次回の公判が4月の下旬と、これもご報告させていただいたけれども、恐らくここは4月の下旬に弁護側の証拠の調べということで、立証趣旨ということで、いわゆる被告人のこれまでの生活状況とかそういうのを多分立証しはると思うんで、それが最終というふうにはならないというふうには思っている。この後、ゴールデンウィーク、またその後において、もうあと数回は開催されるんじゃないかというふうに思っています。

ただ、今日も谷口委員のほうからありましたように、町と議会との関係については、やはりそれぞれ出てくる状況に応じて議会のほうにもお願いをして、いろんな状況についてまた情報、これについては逐次報告させていただいて、ご議論いただきたいと、このように思っているところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今の報告で分かりました。

私のほうで委員長にお願いしたいのは、最終の段階で結構ですので、重大事件等調査委員会の安保委員長にこの議会の委員会に招致をさせていただきたいと、そういうお願いをしておきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（浅田晃弘） 必要に応じまして来ていただいて、報告していただきたいと思えます。

今西委員。

○委員（今西利行） この議会の特別委員会、それから先ほどもありましたけれども、第三者委員会、それから町のほうの特別委員会ですか、それぞれあると思うんですけども……

○委員長（浅田晃弘） 町のほうはない。

○委員（今西利行） 町はないんですか。ごめんなさい。

特にこの議会の特別委員会で今後どのような検証をどのように行っていくのかということの一定のやっぱり整理が必要だと思うんですよ。その辺り、また整理していただい

て、確認していきたいというふうに思います。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ほかございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと余談、それるかもしれませんけれども、この重大事件等調査特別委員会、これは議会の名称ですね。町のほうは重大事件等調査委員会。何が違うか言うたら、特別がつくか、つかへんかだけの違いなんで、非常にこれ対外的に紛らわしいんですよ。知らん人が見はったり聞かはったりしたら、町と議会の関係、全く分からへん。だから、今後、これ正式な委員会ではこれでいいんですけども、例えば町のほうは略称で第三者委員会ということに統一をして使ってもらへんと、ほんま、この公式な名前で言うと、今言うたように、特別入っとるか入ってないんかだけで全く分からへんことになるんで、ちょっとその辺りは皆さん、どう思われるでしょうか。あえて、その他なんで発言をさせていただきました。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 非常に分かりにくいということは認識しておりまして、先ほどから私のほうの答弁は、いつも第三者委員会というふうに言わせていただいたところでございます。議会の特別委員会と第三者委員会という分けが、委員ご提案のとおり分かりやすいのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） できればそういう使い分けをして、少しでも分かりやすいようにしていただかないと、議員の中にも町のほうに特別委員会があるような認識でおられる議員もいてはるんで、ちょっとそこはそういう紛らわしいことが原因かなというふうに思われますんで、その辺はそういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） ほかがございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） ないようでしたら……

（「すみません」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） 町長。

○町長（西谷信夫） 先ほどの第三者委員会という紛らわしい部分を、第三者委員会という名称で今後ちょっと検討させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、12月から重大事件が発生いたしまして、この間、ずっと私自身も自問自答してまいりました。自分に対するペナルティーというその部分につきましては、今後、



調査が進む中でその動向を見極めて、ある時期を見まして、また議会のほうに私自身のペナルティーについての処分についてもご報告をさせてもらいたい、ご提案をさせてもらいたいというふうに思いますので、その点、ちょっとご理解願いたいと思います。

以上でございます。すみません。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、町長のほうから、自分自身に対するペナルティーということで発言がございました。私もこの間起こった、直接町長が云々じゃなしに、やっぱり任命責任とか監督責任とかいうのは非常に重いうふうに思っています。ですので、やはりある程度この委員会、第三者委員会含めて進んでいきました暁には、しかるべき提案をしていただきたいというふうに思います。また、それを見て、そのときに発言させていただきます。よろしく。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） ないようですので、私のほうから1つ提案させていただきます。

先ほどから重大事件等調査特別委員会の取り組みですね、今後の取り組みということで予定していたんですけども、大分追い風が吹かせていただいたような感じで、ちょっと私自身喜んでいますが、本委員会につきましては、職員の逮捕による重大事件の事実確認及び再発防止に向けた対応策の検討、並びに住民の信頼回復に努めるということで決議して設置をしたものでございます。それに向けて、本委員会についてもそれぞれの役割いうんですか、例えば事実確認につきましては、第三者委員会の弁護士の先生もおられますので、そちらのほうにお任せするような形になろうかとは思いますが、再発防止に向けた対応策ということで、例えば入札制度の関係、それから議会としての監視機能の強化、こういうところですね、それから組織、それらについて小委員会を設けて、小回りが利くように6人程度の小委員会、グループをつくって、そこでいろいろ入札制度の検証を行ったり、組織的なことを行ったり、また監視機能についてもいろいろ、例えば私の今の頭の中にあるんでしたら、住民からのそういう投書なりそういうものがあれば、それを受ける受皿的なものをつくっていったり、議会の中でそういうものをつくっていったり、またそれに対して町に申し入れるとか、そういうような体制づくりなど、そういうのも行うことによって、住民の信頼回復、これに向けて一歩ずつ前へ

進めていけるんじゃないかなと。議会としての立場でいろいろ取り組んでいけばいいんじゃないかなと思います。

今までは報告を受けて、それに対する質問だけでしたけれども、やはりそれに対しての勉強するなりということも必要になってくると思いますので、その小委員会でいろいろ取りまとめていただいて、そして最終的には議会として取りまとめて、町に改善を申し入れるなり、そういうこともやっていないと、せっかくの特別委員会が質問だけで終わってしまうというようなことになってくると思いますので、もし何もないようでしたら、そういう2つのチームをつくりまして、入札制度または組織の検証を行うチームと、監視機能の強化を図る、そして、それも組織の中にも入ってくると思いますので、それも組織の強化みたいなものを2つずつ入れまして、2つのチーム分けをしていって、そこで深めていって、それでこういう本委員会の中でそれをまた深めていくというのはどうかなどは考えているんですが、ほかの委員さん、いかがでしょうか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） ちょっと休憩をお願いできますか。

○委員長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午後2時14分

再 開 午後2時19分

○委員長（浅田晃弘） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

休憩中にいろいろ話も出てきたわけなんですけれども、取りあえず、こういう大きな会議で皆さん集まってもらってやるのは小回りが利かないと私自身思っています。何かの報告事項があるときとか、何かのイベント言うたら変ですけども、第三者委員会の取り組みなり公判なり、そういうものの後にそういうものを実施するだけでは実り多いものにはなっていないと思います。

第三者委員会としては、先ほど言いました目的を達成するために何をしていくんやと。再発防止に向けた対応策の検討並びに住民の信頼回復に努めるためにつくりますよと。これは議会運営委員会の委員長が提案をして決議されたものやと思うんで、その目的を達成するために小回りの利く2つのチームをつくって、それで勉強して、例えば入札制度やったら、財政課長、ちょっと来てくださいよという話を、来ていただいて話を聞かせてもらう。質問等はまたこの委員会の中でやってもいいかなとは思いますが、その中でもやっぱり疑問点は聞くとか、そういうようなことも出てくるとは思うんですけども、そういう委員会がつくれなかなとは思っているんですが、いかなものかなと皆さんにご相談をしているところでございます。

今西委員。

○委員（今西利行） 委員長がいろいろ言っていて、大変ありがたいと思います。だから、先ほど私も言いましたけれども、やはり具体的にどうしていくかということ、今、2つに分けるといことですね、やっぱり具体的に動いていかないと駄目なんで、この話を聞いているだけじゃ私も駄目だと思います。

だから、具体的にどう動いたらええかということは、2つに分けるとか、分けないとかも含めてですけれども、もう少し練っていただいて、文書なりで提案していただいて、そこでもう一度論議する中で、やっぱりこの議会がしっかりやっついていかないと駄目だと思いますし、ここを出てきた疑問については、資料なんかについては町のほうから提供してもらおうとか、こういう資料をお願いしますということで出していただいて検討するとか、そういうキャッチボールとかやり取りをしていかないと、お互い押し押しみたいな形になったら、結局は先生方にお任せするだけでは、それは解明にならないと思うし、住民の方々にとっても、やっぱり議会として頑張っってやっっていくという姿勢とか見せていかないと駄目だと思うので、私はいい提案だと思うので、もう少し練ったらどうかなというふうに思います。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかがございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） ないようでしたら、そうしたら、今、今西委員のほうからもありましたように、しっかり提案をさせていただいて、反対はないようやっったと思うんで、つくると、やっついてこうという方向でペーパーのほうをつくらせていただきたいと思います。

その上で、最終日ぐらいになるかなとは思いますが、全員協議会か議員懇談会かの席上ぐらいでまとめていけたらかなとは思いますが、いかがでしょうか。

（「それで結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） よろしいですか。

そうしたら、そういうような形で。というのは、今やっっておかないと、当局のほうもどういうものなのかな、イメージしているのかなというのが分からないと思いましたが、議員だけでやるとしたら。ちょっと知っておいてもらえたらええかなと思っして、提案、この場でさせていただきます。

そうしたら、ほかにはございませんね。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、これで重大事件等調査特別委員会を  
終わります。本日は誠にご苦労さまでございました。

閉 会 午後 2 時 2 4 分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

重大事件等調査特別委員会委員長          浅   田   晃   弘